

平成 17 年 6 月 20 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区紀尾井町4番3号
泉館紀尾井町ビルディング
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 廣本裕一
(コード番号8953)

問 合 せ 先

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
常務執行役員 南俊一
TEL. 03-3511-1692

「経緯及び改善措置を記載した書面」の徴求について

本投資法人は、本日、東京証券取引所(以下、「取引所」)より下記の事由により、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規則の特例(以下、「不動産投信特例」)第7条第4項の規程により、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条第1項の規定に準じて、「経緯及び改善措置を記載した書面」(以下、「改善報告書」)の提出を求められましたので、お知らせいたします。

記

「改善報告書」の徴求事由

本投資法人は、平成16年4月28日及び平成16年12月1日に不動産投信特例第8条第4項第1号の規定に基づく資産の運用状況表を取引所に提出しております。当該書類の対象決算期であった平成16年2月29日現在及び平成16年8月31日現在において、本投資法人は商標権を資産として保有しているため、「不動産関連資産、現金又は現金同等物等以外の資産の額」の記入欄に商標権の価格が記載されるはずであるところ、当該欄に0円として記載していたため改善報告書の提出を求められたものです。

本件につき本投資法人は、保有する商標権を独立した資産としてではなく、保有する物件の価値を保護し、かつ維持・向上させるために必要不可欠なものであることから不動産に付随するものとして認識した結果、商標権の額を資産の運用状況表における「不動産相当部分の額」に含んで記載しており、取引所との間に見解の相違があったことが判明しました。

本投資法人は、取引所からの改善報告書の提出要求を精査し、今後このような見解の相違が生じることのないよう努めて参る所存であります。

以 上